

阿南市工事着手日選択契約方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿南市が発注する建設工事の一部において、発注者が設定した一定の期間内で受注者が工事着手日や余裕のある工期を選択できる契約方式（以下「工事着手日選択契約方式」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実工期 工事を完成させるために必要な実工事日数（不稼働日を考慮）に後片付け日数を加算して設定したもの
- (2) 最大準備期間 契約締結（予定）日の翌日から実工事の始期の前日までの期間で準備日数に余裕日数を加えた範囲で設定した期間

(対象工事)

第3条 工事着手日選択契約方式を試行する建設工事（以下「対象工事」という。）は、発注者が指定する。

- 2 対象工事は、工事名の末尾に「（着手日選択型）」と追記する。

(提示工期)

第4条 発注者は、入札公告又は指名通知において、実工期に最大準備期間を加算した期間を工期として提示する。

- 2 最大準備期間は、原則6か月を超えない日数に通常の準備日数を加えた範囲内で設定する。ただし、契約後に関係機関（関係者）との協議が必要な場合等は、これに必要な日数を加えることができる。

(契約工期)

第5条 受注者は、当初契約の締結までに別に示す様式にて届け出ることによって、提示工期の範囲内で工事着手日の翌日から起算して実工期が確保できる範囲で工期の終期日を選定することができる。ただし、第4条第1項による提示工期が次年度にまたがる場合は、4月15日以前に選定することができない。

2 発注者は、第1項の規定による届出があった場合は、原則として受注者が希望する工期により契約しなければならない。

3 当初契約の締結までに第1項の規定による届出が無ければ、第4条第1項で規定する提示工期により契約を行う。

(工事着手日)

第6条 受注者は、契約日の翌日から起算して最大準備期間の範囲で任意の日を工事着手日とすることができる。なお、工事着手日は、契約後に提出する工程表に明記しなければならない。

2 受注者は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

(現場代理人及び主任技術者等の配置)

第7条 受注者は、工事着手日の前日まで現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(以下、「技術者等」という。)を配置することを要しない。この場合、当初契約の締結までに技術者等の配置を開始する日を定め、別に示す様式にて届け出なければならない。

2 受注者は、第1項の規定によらず「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を通常工事と同様の期限内に提出しなければならない。

3 受注者は、監督員の承諾を得て技術者等の配置を開始する日を変更することができる。

(工事着手日前の取扱い)

第8条 工事着手日の前日までは、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入や仮設物の設置など、工事の着手を行ってはならない。なお、工事着手日前に技術者等を配置せずに行う準備は受注者の責により行う。

2 契約後の不測の理由により、技術者等を配置していない期間に応急工事等の必要が生じた場合は、別に技術者等を配置（書面（任意様式）で報告）し、応急工事等に着手することができる。

（経費の負担）

第9条 工事着手日選択契約方式の適用により増加する経費は受注者の負担とする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(様式)

令和 年 月 日※

阿南市長 殿

受注者 住 所

商号又は名称

代表者

工期等届出書 (工事着手日選択契約方式)

落札した（落札候補者となった）次の工事について、契約工期等を以下のとおりとしたいので届け出ます。

- 1 工 事 名
- 2 路線名等
- 3 工事箇所
- 4 入札公告で示された実工期 日間※²
- 5 工事着手日 令和 年 月 日※³
- 6 希望工期 契約日の翌日から 日間
(令和 年 月 日まで)※⁴
- 7 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）
配置開始日 令和 年 月 日※⁵

※ この届出は、入札公告（指名通知）に示された提示工期と異なる工期で契約したい場合、又は現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の配置を工期の始期日としない場合に提出する。

※¹ この届出は、契約の締結までに提出すること。

※² 土木工事特記仕様書に記載された当該工事の実工期の日数を記載する。

※³ 契約日の翌日から起算して土木工事特記仕様書に記載された当該工事の最大準備期間の翌日の範囲内で設定する。

※⁴ 希望する契約工期の末日は、工事着手日から起算して実工期が確保できる範囲で設定する。

※⁵ 契約日の翌日から工事着手日の範囲で設定する。